

大学院教育学院院生及び教育学部学生に対する希望図書購入制度実施要項

財務・図書・環境整備委員会

(目的)

第1条 この要項は、大学院教育学院院生及び教育学部学生の希望する図書、視聴覚資料、特殊資料等（以下「図書等」という。）を購入する制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、院生・学生の研究を支援することを目的とする。

(申請資格)

第2条 購入希望を申請できるのは、大学院教育学院院生及び教育学部学生とする。ただし、休学中の院生・学生を含まないものとする。

(購入対象となる図書等)

第3条 購入対象となる図書等は、研究用に限るものとし、資料種別は、次のとおりとする。

- (1) 図書（雑誌を除く。）
- (2) 電子ブック
- (3) 視聴覚資料（DVD、ビデオ等）
- (4) 特殊資料（マイクロフィルム等）

2 前項の規定にかかわらず、札幌キャンパス内（附属図書館及び北図書館、部局の図書室並びに研究室）に図書等の所蔵がある場合は、購入の対象としない。

(申請方法)

第4条 申請資格のある院生・学生は、北海道大学大学院教育学研究院/教育学院/教育学部ホームページ内の図書室サイトのリクエストフォームを利用して希望図書等の購入を申請するものとする。

(予算額)

第5条 本制度の予算額は、毎年度、財務・図書・環境整備委員会によって決定する。

(購入の決定等)

第6条 財務・図書・環境整備委員会は、申請のあった希望図書等について速やかに審査を行い、購入の可否を決定する。

2 購入した図書等の総額が予算額に達した時点で、当該年度の申請受付を締め切るものとする。

(備品登録及び配架)

第7条 購入した図書等（電子ブックを除く。）は、備品として登録するとともに、図書室に配架する。

(優先貸し出し等)

第8条 購入した図書等（電子ブックを除く。）は、北海道大学教育学部・大学院教育学院・教育学研究院図書室内規（第3項において「図書室内規」という。）に基づき、貸し出し

又は閲覧することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該図書等の申請者には、優先的に貸し出し又は閲覧させるものとする。

3 前項の貸し出しについては、図書室内規第12条の規定にかかわらず、初回に限り貸し出し期間を3か月以内とする。

(電子ブックの扱い)

第9条 電子ブックについては、北海道大学蔵書目録に登録するとともに、北海道大学附属図書館ホームページより利用できるようにする。

(留意事項)

第10条 希望図書等の購入申請を行う院生・学生は、各研究室、附属図書館、個人での図書等の購入可能性に配慮して申請するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、本制度について必要な事項は、財務・図書・環境整備委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年11月8日から施行する。